

岩手県告示第673号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第65条第2項の規定に基づき、次のとおり業務の停止を命じた。

平成27年8月18日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 処分を受けた者

- (1) 商号又は名称 株式会社盛岡不動産
- (2) 代表者の氏名 畑山 大作
- (3) 主たる事務所の所在地 盛岡市中央通三丁目3番22号
- (4) 免許証番号 岩手県知事(9)第1498号
- (5) 免許年月日 平成25年9月17日

2 処分をした年月日 平成27年3月26日

3 処分の内容 平成27年8月19日から同年9月17日までの間の業務の全部の停止